

第39期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年3月27日（水曜日）
午後1時30分（受付開始 午後1時）

場所

新潟県長岡市西陵町221番35
当社本社 2階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)



書面またはインターネット
による議決権行使期限

2024年3月26日（火曜日）
午後5時15分まで



目次

第39期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
■ 第1号議案 剰余金の処分の件	4
■ 第2号議案 取締役6名選任の件	5
■ 第3号議案 監査役1名選任の件	10
第39期事業報告	11
計算書類	30
個別注記表	33
監査報告書	43

お土産についてのお知らせ

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 6164
2024年3月5日
(電子提供措置の開始日2024年3月4日)

株 主 各 位

新潟県長岡市西陵町221番35
株式会社太陽工機
代表取締役社長 渡 辺 剛

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第39期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.taiyokoki.com/jp/ir/meeting/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上場会社情報サービスにアクセスのうえ、銘柄名(会社名)またはコードを入力・検索し、
基本情報、縦覧書類/PR情報を選択のうえ、株主総会招集通知/株主総会資料の情報を閲覧
ください。

なお、当日のご来場に代えて書面またはインターネットにより事前に議決権をご行使いただく
ことも可能となっております。議決権の事前行使につきましては、お手数ながら電子提供措置事
項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後記「議決権行使についてのご案内」を
ご参照のうえ、2024年3月26日(火曜日)午後5時15分までに議決権を行使くださいますよ
うお願い申し上げます。

敬 具

記

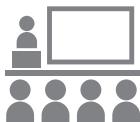
1. 日 時 2024年3月27日(水曜日)午後1時30分(受付開始 午後1時)
 2. 場 所 新潟県長岡市西陵町221番35 当社本社2階会議室
 3. 目的事項 第39期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告及び計算
報告事項 書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎今後の状況により、株主総会の運営に関して事前に株主様にご案内すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.taiyokoki.com>）においてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

事前行使のご案内

郵送により議決権を行使する場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

インターネットによる議決権行使の場合



議決権行使サイトをご利用いただき【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照のうえ、賛否をご入力ください。

株主総会開催日時

2024年3月27日（水曜日）
午後1時30分

行使期限

2024年3月26日（火曜日）
午後5時15分到着分まで

行使期限

2024年3月26日（火曜日）
午後5時15分まで

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限：2024年3月26日（火曜日）午後5時15分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

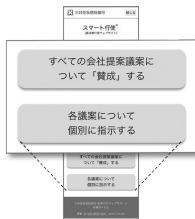
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

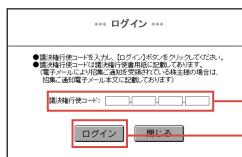
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第39期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき25円 総額146,902,375円
なお、中間配当金として25円をお支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は1株につき50円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年3月28日

第2号議案

取締役6名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役全員（5名）は任期満了となります。つきましては、新任1名を含む取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名		現在の地位
1	再任	わたなべ 渡 辺	つよし 剛	代表取締役社長
2	再任	たなはし 棚 橋	もとひろ 基 裕	取締役副社長
3	新任	おおいし 大 石	けんじ 賢 司	専務執行役員 購買部長 原価管理部長
4	再任	もり 森	まさひこ 雅 彦	取締役
5	再任	かきぬま 柿 沼	やすひろ 康 弘	社外 独立 社外取締役
6	再任	たがや 多賀谷	みのる 実	社外 独立 社外取締役

候補者番号

1

わたなべ
渡辺

つよし
剛

再任



■ 略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況

2001年 3月 千葉工業大学工学部 卒業
2001年 4月 当社 入社
2012年 4月 当社海外営業部長 就任
2014年 6月 当社取締役海外営業部長 就任
2017年10月 当社常務取締役海外営業部長 就任
2019年 7月 当社代表取締役社長 就任（現任）

■ 生年月日

1977年11月2日生

■ 所有する当社の株式数

44,800株

■ 取締役候補者とした理由

技術・開発・海外営業部門を歴任し2019年に代表取締役社長に就任以来、グローバルな視点に立ち、中長期の成長を見据えて事業改革を推進しています。今後もリーダーシップを発揮して経営及び持続的な企業価値の向上に欠かせない人物と判断して、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

たなはし
棚橋

もとひろ
基裕

再任



■ 略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況

1981年 3月 新潟県立長岡工業高等学校 卒業
1981年 4月 ユニオンツール株式会社 入社
1986年 8月 当社 入社
2002年 9月 当社開発部次長 就任
2005年 1月 当社営業部長 就任
2006年 6月 当社取締役営業部長 就任
2014年 6月 当社常務取締役営業部長 就任
2017年10月 当社専務取締役 就任
2019年 7月 当社取締役副社長 就任（現任）

■ 生年月日

1962年 8月16日生

■ 所有する当社の株式数

25,300株

■ 取締役候補者とした理由

入社以来、技術・開発・営業部門を歴任し当社製品の技術及び販売に長年携わり、2019年に取締役副社長に就任し技術・営業部門を統括しています。豊富な知見と経験を活かし、当社の経営及び持続的な企業価値の向上に必要な人物と判断して、取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

おおいし けんじ
大石 賢司

新任



■ 略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況

1987年 3月 早稲田大学法学部 卒業
1987年 3月 株式会社森精機製作所（現 DMG森精機株式会社）入社
2013年 4月 同社常務執行役員 就任
2014年 6月 同社取締役 就任
2017年 1月 同社取締役購買物流・製造・エンジニアリング管掌兼
製造本部長 就任
2017年 3月 同社専務取締役購買物流・製造・エンジニアリング管掌 就任
2020年 1月 同社エグゼクティブフェロー 就任
2023年 5月 当社専務執行役員調達部長 就任
2024年 1月 当社専務執行役員購買部長兼原価管理部長 就任（現任）

■ 生年月日

1962年12月7日生

■ 所有する当社の株式数

800株

■ 取締役候補者とした理由

DMG森精機株式会社の専務取締役購買物流・製造・エンジニアリング管掌兼製造本部長を歴任しており、購買、製造部門における豊富な知識と経験を有しています。それらを当社の経営及び持続的な企業価値の向上に必要な人物と判断して、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

もり まさひこ
森 雅彦

再任



■ 略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況

1985年 3月 京都大学工学部 卒業
1985年 4月 伊藤忠商事株式会社 入社
1993年 4月 株式会社森精機製作所（現 DMG森精機株式会社）入社
1994年 6月 同社取締役 就任
1996年 6月 同社常務取締役 就任
1997年 6月 同社専務取締役 就任
1999年 6月 同社代表取締役社長 就任（現任）
2001年 6月 当社取締役 就任（現任）

<重要な兼職の状況>

DMG森精機株式会社代表取締役社長

■ 生年月日

1961年9月16日生

■ 所有する当社の株式数

24,000株

■ 取締役候補者とした理由

DMG森精機株式会社の代表取締役社長として、DMG森精機グループ全体を俯瞰的に捉えて経営に携わっており、豊富な知見と経験を有しています。それらを当社の経営及び持続的な企業価値の向上に必要な人物と判断して、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

かきぬま

柿沼

やすひろ

康弘

再任

社外

独立



■ 略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況

2002年 3月 慶應義塾大学理工学部 卒業
2006年 3月 慶應義塾大学大学院理工学研究科 修了
博士(工学) 取得
2011年 4月 慶應義塾大学理工学部准教授(システムデザイン工学科)
2019年 3月 当社取締役 就任(現任)
2019年 4月 慶應義塾大学理工学部教授(現任)
(システムデザイン工学科)

<重要な兼職の状況>

慶應義塾大学理工学部教授

■ 生年月日

1977年9月18日生

■ 所有する当社の株式数

0株

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

慶應義塾大学理工学部教授として、技術分野における高い見識を有しており、それらを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役候補者といたしました。なお、柿沼康弘氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

6

た が や

多賀谷

みのる

実

再任

社外

独立



■ 略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況

1994年 3月 京都大学工学部 卒業
1994年 4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行
2000年 7月 日本ベンチャーキャピタル株式会社 入社
2014年 6月 同社取締役 就任
2016年 6月 同社取締役常務執行役員 就任
2019年 6月 同社代表取締役社長 就任(現任)
2020年 3月 当社取締役 就任(現任)

<重要な兼職の状況>

日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役社長

■ 生年月日

1970年8月12日生

■ 所有する当社の株式数

0株

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

日本ベンチャーキャピタル株式会社の代表取締役社長として、会社経営に対して高い見識を有しており、それらを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役候補者といたしました。

- (注)
- 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2 大石賢司氏は、当社の親会社であるDMG森精機株式会社の業務執行者でありました。同氏の同社における過去10年間の地位及び担当は上記「略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
 - 3 森 雅彦氏は、当社の親会社であるDMG森精機株式会社の代表取締役社長であります。
 - 4 柿沼康弘氏及び多賀谷実氏は社外取締役候補者であります。
 - 5 社外取締役候補者の就任後の年数について
柿沼康弘氏の当社取締役就任後の期間は、本株主総会終結の時をもって5年となります。
多賀谷実氏の当社取締役就任後の期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。
 - 6 会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、柿沼康弘氏及び多賀谷実氏との間において、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額を、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
 - 7 当社は柿沼康弘氏及び多賀谷実氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
 - 8 所有株式数は、2023年12月31日現在の株式数を記載しております。

監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって監査役間瀬宏氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出にあたっては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ま
せ
間瀬ひろし
宏

再任



■ 略歴、地位又は重要な兼職の状況

1966年3月 明治大学文学部 卒業
1966年4月 株式会社井高 入社
1995年6月 同社取締役 就任
2001年6月 当社取締役 就任
2006年6月 株式会社井高常務取締役 就任
2014年6月 同社専務取締役 就任（現任）
2017年12月 株式会社井高トレーディングス取締役 就任（現任）
2020年3月 当社監査役 就任（現任）
2023年6月 伊勢湾海運株式会社社外取締役 就任（現任）

<重要な兼職の状況>

株式会社井高専務取締役
株式会社井高トレーディングス取締役
伊勢湾海運株式会社社外取締役

■ 生年月日

1943年8月20日生

■ 所有する当社の株式数

8,000株

■ 監査役候補者とした理由

当社の取引先である株式会社井高の専務取締役及び株式会社井高トレーディングスの取締役であり、当社の事業領域に深い見識を有することから、当社の事業戦略及び事業執行に即した観点から助言及び監視、監督をいただけるものと考え、選任しております。

- (注) 1 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2 間瀬 宏氏は、当社の取引先である株式会社井高の専務取締役及び株式会社井高トレーディングスの取締役であります。
3 所有株式数につきましては、2023年12月31日現在の株式数を記載しております。

以 上

事業報告

(自 2023年1月1日)
(至 2023年12月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度の工作機械業界は、日本工作機械工業会が発表した工作機械受注実績（2023年1月1日から2023年12月31日まで）が前年比で15.5%減少しました。新型コロナウイルス感染症対策の緩和による経済正常化や供給制約の緩和を背景に景気回復への期待が高まっている一方、長期化するウクライナ情勢に伴う資源・エネルギー価格の高騰や、中国景気の減速、円安による物価上昇の継続などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

こうした状況の中、当社の受注高は前期比20.2%の減少となりました。地域別では、米州においては航空機・船舶関連で中・大型立形研削盤の受注増により53.7%の増加、その他アジアにおいてはタイ向け産業機械関連で小型立形研削盤の複数台受注が寄与し26.8%の増加となりました。一方、日本では29.9%の減少、中国では18.9%の減少、欧州では15.5%の減少となりました。

当期においては、ドイツで開催されたEMOや中国でのCIMTへの展示会出展を通し、当社製品の技術力をアピールし、DMGMORIのオープンハウスや販売対象88カ国・113拠点のネットワークを活用することで海外での認知度向上と販路拡大を図りました。国内においてはGrinding Technology Japanやメカトロテックジャパンといった展示会、4年ぶりの開催となった太陽工機プライベートショーを通して、新たなお客様層の拡大や設備投資需要の汲み取りを図り、受注及び引合いの獲得に繋げてまいりました。

収益面では販売数量の増加により売上高の増加となりましたが、原材料費の高騰と人材等への先行投資によるコスト増加に加え、販売価格の改定の効果が限定的でしたので利益面では減少となりました。

当事業年度の受注高は9,646,971千円（前期比20.2%減）となりました。うち当社主力機種である立形研削盤は8,140,423千円（前期比17.3%減）、横形研削盤は1,302,755千円（前期比27.3%減）、その他専用研削盤は203,792千円（前期比55.7%減）となりました。

生産高は8,907,694千円（前期比12.0%増）となりました。うち立形研削盤は7,279,275千円（前期比13.8%増）、横形研削盤は1,339,007千円（前期比10.3%減）、その他専用研削盤は289,412千円（前期比367.0%増）となりました。

売上高につきましては、10,231,942千円（前期比13.2%増）となりました。うち立形研削盤は8,201,831千円（前期比13.6%増）、横形研削盤は1,570,039千円（前期比4.9%減）、その他専用研削盤は460,071千円（前期比167.5%増）となりました。

損益につきましては、営業利益554,393千円（前期比10.8%減）、経常利益561,782千円（前期比10.0%減）、当期純利益415,038千円（前期比5.7%減）となりました。

今日までの株主の皆様のご理解、ご支援に対しまして厚く御礼を申し上げますとともに、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（2）設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額（無形固定資産を含む）は191,066千円であり、その主なものは、建物、機械及び装置、工具、器具及び備品、建設仮勘定、ソフトウェアであります。

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が属する工作機械業界は、経済環境の変化により、需要が大きく変動する業界であります。その中であって、持続的な成長と安定した経営基盤を整備していくため、以下の項目を重点課題と位置づけ、取り組みを行ってまいります。

① 営業展開

国内市場においては、立形研削盤の開発・販売をリードしており、ブランド名としても浸透してまいりましたが、海外市場においてはまだまだ拡大の余地が残されております。海外駐在員を増員し、海外のサービススタッフへのトレーニングの実施などにより、海外営業活動を強化するとともに、海外におけるサービス体制も確立させ、さらなる海外市場の深耕を進めてまいります。

② 製品開発

労働力不足や熟練技術の補完を目的とした自動化・省人化ニーズは今後も継続的な需要が見込まれることから、今後も研削盤を核としたトータルシステムの開発力をより一層向上させ、自動化システムをセットにした拡販を進めていく方針です。設立以来30余年で培ってきた確かな研削技術を基盤に、新市場開拓も見据えた製品開発を進めてまいります。

③ 法令等遵守

法令等遵守を徹底するための施策と、役員・従業員全員を対象とした教育研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の醸成と浸透を図っております。今後も法令等の改正や社会的要請の動向に応じて、コンプライアンス強化に向けた取り組みを行ってまいります。

今後の見通しにつきまして、日本工作機械工業会では、2024年の工作機械の年間受注額について1兆5,000億円になるとの見通しを示しております。2023年実績と比べて0.9%の増加となり、2年ぶりの増加を見込んでおります。年前半は欧米での高金利や経済減速に伴う設備投資の様子見から、受注の調整局面が継続しますが、年後半から半導体やEVなどの需要の増加と、人手不足に伴う自動化や脱炭素に向けた環境関連投資が活発になり工作機械需要を下支えするとみており、緩やかな回復局面に入る見通しです。

当社におきましても、受注については、年前半は調整局面が続きますが、製造現場の人手不足や省人化需要を背景に年後半に向けて緩やかに回復していくものと考えております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	第36期 2020年12月期	第37期 2021年12月期	第38期 2022年12月期	第39期(当期) 2023年12月期
売上高(千円)	7,082,389	6,687,160	9,041,674	10,231,942
経常利益(千円)	516,235	652,213	624,444	561,782
当期純利益(千円)	345,276	441,091	440,320	415,038
1株当たり当期純利益	58円12銭	74円92銭	75円12銭	70円65銭
総資産(千円)	7,337,895	7,920,188	8,258,070	8,804,702
純資産(千円)	6,420,755	6,566,276	6,826,120	6,981,983

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はDMG森精機株式会社であり、同社は当社の株式を2,988,000株（議決権比率50.8%）保有しています。当社は親会社との間で、主として研削盤を販売する等の取引を行っております。

親会社等との間の取引に関しては、他の取引先と同様に市場価格を勘案して、その都度価格交渉を行った上で決定しております。また当社取締役会においても同様の理由で、当社の利益を害することはないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

当社は、DMG森精機株式会社グループに属し、研削盤の開発・製造・販売会社として事業を確立させております。

当社の事業内容は、立形研削盤・横形研削盤・その他専用研削盤の3つの製品群に区分をしております。

立形研削盤は、当社独自の技術を用いて開発した、垂直方向から加工対象物を削る研削盤であります。製品のラインナップとしては、中大型部品加工には、シンプル構造で高い汎用性を備えたハイコストパフォーマンスモデルのVertical Mateシリーズ、工程集約と作業性の向上が可能な高生産性モデルのCVGシリーズ、研削能力をさらに進化させたハイスペックモデルのNVGHシリーズを展開しており、小型部品加工には、高生産型のPGVシリーズ、超小型のUSGシリーズや、省スペース性に優れカスタムメイド可能なベストセラーのIGVシリーズを取り揃えております。また、大型深穴部品の加工に特化したNVG-LHシリーズも提供しており、お客様の幅広いご要望にお応えしております。

横形研削盤は、他社が主力製品とし、一般に広く利用されている研削盤であります。当社では、CNC内面研削盤のベストセラーで複合加工可能なIGHシリーズを始め、円筒研削盤で海外展開を視野に入れたCGXシリーズ、複合加工と工程集約が可能なMGXシリーズと用途に応じた製品を展開し、高い精度と剛性を追求しております。

その他専用研削盤は、ネジ部品の加工に特化したTGNシリーズを始め、お客様からの多様なオーダーに対応した専用機を、当社の高度な技術力をもって製品提供しております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2023年12月31日現在)

名称	所在地
本 社 及 び 工 場	新潟県長岡市西陵町221番35
東 部 営 業 所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町2丁目340番地
中 部 営 業 所	愛知県名古屋市中村区名駅2丁目35番16号
西 部 営 業 所	大阪府吹田市広芝町4番1号

(9) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
271名	22名増	36.6歳	10年8ヶ月

(注) 使用人数は、他社からの出向者を含む就業人員数であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2023年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,956,400株（自己株式 80,305株を含む。）
- (3) 当期末株主数 2,138名
- (4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
D M G森精機株式会社	2,988,000	50.8
株式会社渡辺	508,000	8.6
株式会社井高	216,000	3.6
太陽工機従業員持株会	191,688	3.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	133,400	2.2
佐々木 嘉樹	120,000	2.0
渡辺 登	100,000	1.7
神林 忠弘	69,200	1.1
渡辺 剛	44,800	0.7
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	43,000	0.7

（注） 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（80,305株）を除いて計算しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数（株）	交付対象者（名）
取締役（社外取締役を除く）	1,800	1

（注） 社外取締役及び監査役に対し、交付はしていません。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度末日において当社役員が有する新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（2023年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 辺 剛	
取締役副社長	棚 橋 基 裕	
取 締 役	森 雅 彦	DMG森精機株式会社代表取締役社長
取 締 役	柿 沼 康 弘	慶應義塾大学理工学部教授
取 締 役	多 賀 谷 実	日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役社長
常 勤 監 査 役	小 林 秋 男	
監 査 役	間 瀬 宏	株式会社井高専務取締役 株式会社井高トレーディングス取締役 伊勢湾海運株式会社社外取締役
監 査 役	宮 沢 啓 嗣	
監 査 役	森 岡 正 樹	株式会社サキコーポレーション常勤監査役 株式会社マグネスケール社外監査役

- (注) 1 取締役のうち柿沼康弘氏及び多賀谷実氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、柿沼康弘氏及び多賀谷実氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 2 監査役のうち宮沢啓嗣氏及び森岡正樹氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、宮沢啓嗣氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 3 監査役宮沢啓嗣氏は株式会社第四銀行（現 株式会社第四北越銀行）で常務取締役に就任していた経験もあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

取締役大野和彦氏は2023年3月29日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって、取締役を任期満了により退任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役ともに会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定方針等に関する事項

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、取締役の報酬は、優秀な人材の獲得・保持が可能となる報酬体系及び報酬水準であり、企業価値・株主価値の向上を重視した報酬制度及び報酬構成であること、各役員が期待される役割を十分に発揮し、職責と成果に基づく報酬制度であることを基本方針として、取締役会にて協議し決定します。

当社は、2023年3月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬等の額は、審議プロセスの客観性・透明性を高めるため、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会決議により決定しております。

取締役報酬は、固定報酬と変動報酬により構成され、その支給割合は図表1のとおりです。なお、当社役員の報酬の種類及び報酬の種類ごとの目的・概要は図表2のとおりです。

監査役の報酬等の額については、監査役の独立性と安定的な監査体制を確保できる水準と、常勤・非常勤の業務分担等の状況を勘案し、監査役会において監査役の協議により決定しております。

図表 1. 報酬の支給割合

	固定報酬	変動報酬	
	基本報酬	業績連動報酬	株式報酬
取締役 (注)	47.5%	47.5%	5.0%
社外取締役	100.0%	—	—

(注) 業績連動報酬は、評価指標を100.0%として場合の割合。株式報酬は、報酬全体の5.0%とする。

図表 2. 役員の報酬体系

報酬の種類		支給	指標	報酬の内容・目的・概要	取締役	社外取締役	監査役
固定報酬	基本報酬	現金	—	役位、職責に応じて、過去の支給実績を参考に、今期の業績見込み・受注状況等を考慮して、取締役会にて審議決定した額を毎月支給。	○	○	○
変動報酬	業績連動報酬	現金	当期純利益率	事業年度毎の業績目標の達成に向けて、着実に成果を積み上げるための業績連動報酬。業績指標は（業績連動報酬支給後の）当期純利益率を採用し、総合的な収益力を表す指標であることから選択。年2回（7月と1月）に分けて支給。	○	—	—
	株式報酬	株式	株価	株主の皆様との価値共有、並びに中長期的な企業価値向上及び株価上昇に対するインセンティブ付与の観点から、原則として毎年4月に付与。	○	—	—

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額（ストック・オプションを除く）は、2019年3月27日開催の第34期定時株主総会において、年額400,000千円以内（うち社外取締役20,000千円以内）と決議されております。なお、決議当時の取締役は9名（うち社外取締役2名）であります。

また別枠で、取締役（社外取締役を除く）の譲渡制限付株式に関する報酬は、2018年3月27日開催の第33期定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議されております。なお、決議当時の取締役（社外取締役を除く）は7名であります。

監査役の報酬限度額（ストック・オプションを除く）は、2022年3月30日開催の第37期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議されております。なお、決議当時の監査役は4名であります。

また、2008年6月20日開催の第23期定時株主総会において、取締役に対するストック・オプションに係る報酬等の限度額は年額15,000千円（うち社外取締役2,000千円）、監査役に対するストック・オプションに係る報酬等の限度額は年額5,000千円（うち社外監査役3,000千円）と決議されております。なお、決議当時の取締役は8名（うち社外取締役1名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。

③ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬に係る指標は、業績連動報酬支給後に想定される当期純利益率であり、当該指標を選択した理由は最終的な株主に帰属する利益である当期純利益を高めることが重要であり、当期純利益を高めるための経営努力の成果は営業利益に反映されます。営業利益を高めることで当期純利益を高めて、当期純利益率が上がり、当期純利益率と経営者自らの報酬の一部を連動させることにより株主から期待される利益向上へのインセンティブが働く仕組みとするため、当該指標としています。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標は係数3.0として計算し業績連動報酬を支給しております。

当期純利益率 (%)	係数
0.0	0.0
0.7	0.0
2.0	1.0
3.5	2.0
4.3	3.0
5.0	4.0
7.0	6.0
8.5	8.0
10.0	10.0
12.0	12.0
13.5	12.0
15.0	12.0

④ 非金銭報酬等の内容

取締役(社外取締役を除く)に対して、当社株式を保有させることで当社の業績向上への意欲と士気を高め、さらなる企業価値の向上へ繋げることを目的として、役位、職責に応じて譲渡制限付株式報酬を交付しております。なお、譲渡制限が解除となる時期は原則として取締役等の退任時としております。当該株式報酬の交付状況は「2. 株式に関する事項」に記載のとおりです。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	101,747 (14,400)	80,089 (14,400)	18,311 (—)	3,346 (—)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	33,960 (8,640)	33,960 (8,640)	— (—)	— (—)	4 (2)
合計	135,707	114,049	18,311	3,346	9

- (注) 1 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2 非金銭報酬等として、取締役(社外取締役を除く)に対して譲渡制限付株式報酬額を支給しております。
3 上記報酬等の額のほか、社外役員が当社親会社等又は当社親会社等の子会社等から受け取った役員としての報酬額は14,884千円です。
4 期末現在の人員は取締役5名、監査役4名であります。無報酬の取締役が1名在任しております。

(5) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 柿沼 康弘

慶應義塾大学理工学部の教授であり、当社と同大学との間に重要な取引関係はありません。

取締役 多賀谷 実

日本ベンチャーキャピタル株式会社の代表取締役社長であり、当社と同社との間に重要な取引関係はありません。

監査役 森岡 正樹

株式会社サキコーポレーションの常勤監査役及び株式会社マグネスケールの社外監査役であり、両社は当社親会社であるDMG森精機株式会社の子会社であります。当社と両社との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	柿 沼 康 弘	13回中13回の取締役会に出席し、大学教授としての技術分野における高い見識を活かして、経営政策及び議案審議に助言・提言を適宜行っております。
取 締 役	多 賀 谷 実	13回中13回の取締役会に出席し、日本ベンチャーキャピタル株式会社の代表取締役社長としての会社経営における高い見識を活かして、経営政策及び議案審議に助言・提言を適宜行っております。
監 査 役	宮 沢 啓 嗣	13回中13回の取締役会及び13回中13回の監査役会に出席し、議案審議に際し、適宜質問を行い意見を表明する等、監査機能を十分に発揮しました。
監 査 役	森 岡 正 樹	13回中13回の取締役会及び13回中13回の監査役会に出席し、議案審議に際し、適宜質問を行い意見を表明する等、監査機能を十分に発揮しました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額
20,957千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
20,957千円

- (注) 1 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めております。
- 2 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間では、責任限定契約を締結しておりません。

(5) 補償契約の内容の概要

当社と会計監査人との間では、補償契約を締結しておりません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 基本方針

当社は、企業理念・経営方針等の各種行動指針、ルールにより、取締役及び役職員の具体的行動にいたる判断基準を明示しております。

今後も、代表取締役社長を議長とする経営会議を設置し、同会がこれら行動規範の整備、コンプライアンスの推進、役職員への教育指導、組織横断的な統括等において、実効的に機能しうる体制の確立を図ってまいります。

② 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対し毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、取引関係を含めて一切の関係を遮断することで会社及び役職員の安全を確保する旨の指針を明示しております。

具体的には、対応責任者（社長）・対応窓口（総務部長及び総務部総務課）を設け、外部専門機関と連携しつつ、対応マニュアルによる運用や情報の収集管理を行っております。

今後も、担当部署のスキルアップや役職員への周知徹底を目的とした研修の充実を図り、さらなる対応強化に努めてまいります。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録及び電子稟議書システムを通じた日常の意思決定・業務執行の情報等を管理保存しており、また取締役及び監査役はこれら情報を文書又は電磁的媒体で常時閲覧できる体制にあります。

今後も、各種情報管理規程及び文書管理規程を整備し、職務執行に係る情報の保存及び管理の体制をより明確にしてまいります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、マネージメントシステムによる労働安全衛生、品質のリスク管理、財務報告の信頼性に係るリスク管理、輸出管理プログラムによるリスク管理、電子稟議書システムによる日常業務におけるリスク管理を徹底しております。

今後も、代表取締役社長を議長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社全体のリスク管理を網羅的及び総括的に管理できる体制の構築に取り組んでまいります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下に掲げる経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

- ① 電子稟議書システムを用いた迅速な意思決定
- ② 取締役会、経営会議における取締役及び幹部職員の職務執行報告と監査役による職務執行監視
- ③ 取締役会、経営会議による中期経営計画の策定、同計画に基づく事業部門毎の業績目標、予算の設定及びITを活用した月次、四半期毎の業績管理の実施
- ④ 取締役会、経営会議による月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 当社、親会社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、電子稟議書、週報システムの連結ベースでの運用、連結ベースでの各種定例会議を通じて親会社及び関係会社と連携し、その適正を確保することに努めております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、その使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在監査役を補助する使用人を配置してございませんが、今後監査役からの求めに応じて随時対応してまいります。

なおその場合、補助人員の人事異動、評価などは、監査役の同意事項とし、また、監査の実効性を高め、独立性を確保するための体制について、監査役と定期的に意見交換を実施する方針でございます。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役が、取締役会、経営会議などの定例重要会議に出席し決議事項及び報告事項を聴取し、必要に応じ取締役又は役職員に報告を求めています。

今後も、取締役及び役職員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、直ちに監査役会又は監査役に当該事実を報告することとします。また、監査役会又は監査役は取締役又は役職員等に対し報告を求めることができるものとします。

当社は、監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底しております。

- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を処理するものとします。

- (9) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会又は監査役が、取締役会又は取締役、会計監査人とそれぞれ定期、臨時的に意見交換を実践しております。

今後ともこのような体制を維持し、継続してまいります。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度において、当社の業務の適正を確保するための運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当社の取締役会を13回開催した他、経営会議を12回開催し、情報の共有化を図るとともに、適切な内部統制システムの構築、運用に努めております。

② コンプライアンス

当社は、当社の従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修を行うとともに、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに対する実効性の向上を図っております。

③ 監査役の監査

当社の監査役会は、社外監査役を含む4名で構成されております。監査役会を13回開催し、各監査役から監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また社長と定期的に意見交換を行う他、会計監査人及び内部監査室との連携、取締役会及び経営会議への提言を適宜行い、監査の実効性の向上を図っております。

④ 内部監査

内部監査室は、内部監査計画に基づき、内部監査を実施いたしました。内部監査の結果に関しては、社長及び監査役に報告を行っております。

⑤ リスクマネジメント

当社の情報セキュリティ対策として、外部からのウイルスや攻撃等に対するセキュリティリスクについては、日々監視を行っており、万全の対策を整えております。またサーバ室については、特定の人物のみがセキュリティカードを使用しての入室が可能となっており、室内に監視カメラを設置しております。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	[6,420,433]	【流動負債】	[1,822,719]
現金及び預金	497,255	買掛金	342,429
売掛金	2,557,578	未払金	135,573
製品	24,182	未払費用	79,090
仕掛品	2,028,948	未払法人税等	37,952
原材料及び貯蔵品	553,890	前受金	858,686
前払費用	39,850	製品保証引当金	153,783
関係会社短期貸付金	700,000	その他	215,203
その他	19,726		
貸倒引当金	△1,000		
【固定資産】	[2,384,268]		
(有形固定資産)	(2,130,365)		
建物	673,950		
構築物	38,587		
機械及び装置	68,710		
車両運搬具	460		
工具、器具及び備品	37,331		
土地	1,177,345		
建設仮勘定	133,980		
(無形固定資産)	(83,860)		
ソフトウェア	83,200		
電話加入権	659		
(投資その他の資産)	(170,042)		
長期前払費用	8,979		
繰延税金資産	138,119		
敷金及び保証金	22,706		
その他	237		
資産合計	8,804,702		
		負債合計	1,822,719
		(純資産の部)	
		【株主資本】	[6,981,983]
		資本金	700,328
		資本剰余金	534,180
		資本準備金	387,828
		その他資本剰余金	146,352
		利益剰余金	5,838,715
		その他利益剰余金	5,838,715
		繰越利益剰余金	5,838,715
		自己株式	△91,241
		純資産合計	6,981,983
		負債純資産合計	8,804,702

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2023年1月1日
至 2023年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		10,231,942
売上原価		7,955,681
売上総利益		2,276,260
販売費及び一般管理費		1,721,866
営業利益		554,393
営業外収益		
受取利息	41	
助成金収入	8,002	
作業くず売却益	4,484	
受取手数料	2,996	
保険配当金	2,175	
その他	628	18,328
営業外費用		
為替差損	1,073	
割増退職金	7,000	
支払手数料	2,046	
その他	819	10,939
経常利益		561,782
税引前当期純利益		561,782
法人税、住民税及び事業税	139,425	
法人税等調整額	7,318	146,744
当期純利益		415,038

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日
至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	700,328	387,828	146,079	533,907	5,688,017	5,688,017
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△264,340	△264,340
自 己 株 式 の 処 分			272	272		
当 期 純 利 益					415,038	415,038
当 期 変 動 額 合 計			272	272	150,698	150,698
当 期 末 残 高	700,328	387,828	146,352	534,180	5,838,715	5,838,715

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△96,133	6,826,120	6,826,120
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△264,340	△264,340
自 己 株 式 の 処 分	4,891	5,164	5,164
当 期 純 利 益		415,038	415,038
当 期 変 動 額 合 計	4,891	155,862	155,862
当 期 末 残 高	△91,241	6,981,983	6,981,983

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

(通常の販売目的で保有する棚卸資産)

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製 品 ・ 仕 掛 品……………個別法

原 材 料……………個別法

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却方法

有 形 固 定 資 産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～31年

機械及び装置 7年～12年

無 形 固 定 資 産……………定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売期間（3年）、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

製品保証引当金……………製品の無償保証期間の修理費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、研削盤の製造と販売、研削盤に関連する部品販売及びサービスの提供を行っております。

研削盤の国内販売については、顧客との契約に基づき、製品の検収により、支配が移転し履行義務が充足されることから、当該完了時点で収益を認識しております。海外販売については、商社等を通じて顧客への販売を行っており、契約に基づき、指定された国内の倉庫納入時点で、支配が移転し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

部品の国内販売については、顧客への部品の着荷時点で、支配が移転し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。海外販売については、商社等を通じて顧客への販売を行っており、契約に基づき、運送人への引き渡し時点で支配が移転し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

サービスの提供については、作業が完了し、顧客による検収完了時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる、当事業年度の計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産 1,510,853千円

2. 関係会社に対する金銭債権債務（区分掲記されるものを除く）

短期金銭債権 1,130,514千円

短期金銭債務 1,022千円

3. 顧客との契約から生じた債権の残高

売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の残高は、「収益認識に関する注記」に記載しております。

4. 契約負債の残高

前受金のうち、契約負債の残高は「収益認識に関する注記」に記載しております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 2,830,657千円

仕入高 128,850千円

その他 38,649千円

営業取引以外による取引高 29千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	増加数 (株)	減少数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	5,956,400	—	—	5,956,400
自己株式				
普通株式	84,505	100	4,300	80,305

(注) 自己株式の変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度退職者の無償取得による増加 100株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

役員及び執行役員向け譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 4,300株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	117,437	20	2022年 12月31日	2023年 3月30日
2023年8月3日 取締役会	普通株式	利益剰余金	146,902	25	2023年 6月30日	2023年 9月15日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	146,902	25	2023年 12月31日	2024年 3月28日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	5,598千円
貸倒引当金	304千円
原材料及び仕掛品評価損	33,953千円
製品保証引当金	46,842千円
研究開発費	14,304千円
一括償却資産	4,247千円
減価償却超過額	0千円
譲渡制限付株式報酬	22,913千円
その他	9,954千円
繰延税金資産小計	138,119千円
評価性引当額	－千円
繰延税金資産合計	138,119千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

運転資金及び設備投資資金の調達に関しては、原則として自己資金によっておりますが、必要に応じて銀行等からの借入れによる資金調達を実施する方針であります。また、資金運用については、短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に則り、相手先ごとの与信残高管理及び期日管理を行うとともに、信用情報の定期的な把握に努めております。なお、ほとんどの営業債権は短期に決済されるものであります。

関係会社短期貸付金は、資金運用方針に従い、親会社に対して、貸付けを行っているものであります。

営業債務である買掛金は、2ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、売掛金、関係会社短期貸付金については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	495,686	—	—	—	—	—
売掛金	2,557,578	—	—	—	—	—
関係会社短期貸付金	700,000	—	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品
該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、研削盤の製造・販売を事業内容とする単一事業区分であり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	売上高						合計
	日本	欧州	アジア		米州	その他	
				うち中国			
機械本体							
立形研削盤	4,164,747	659,411	2,336,165	1,775,619	177,525	—	7,337,849
横形研削盤	1,275,017	—	61,398	34,780	63,773	—	1,400,189
その他専用研削盤	288,179	—	933	—	—	—	289,112
部品 (パーツ)							
立形研削盤	235,236	26,287	64,976	44,106	60,551	639	387,691
横形研削盤	54,311	—	6,276	3,969	5,275	—	65,862
その他専用研削盤	46,014	14,046	10,366	548	43,814	—	114,241
サービス							
立形研削盤	438,258	7,414	20,780	10,863	9,837	—	476,290
横形研削盤	100,536	—	1,369	1,369	675	—	102,581
その他専用研削盤	54,127	—	1,606	49	2,388	—	58,123
顧客との契約から生じる収益	6,656,429	707,159	2,503,870	1,871,306	363,842	639	10,231,942
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	6,656,429	707,159	2,503,870	1,871,306	363,842	639	10,231,942

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,600,578	2,557,578
契約負債(期末残高)	372,430	858,686

契約負債は、顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は353,569千円です。また、当事業年度における契約負債の増減は、前受金の受取りによる増加と収益の認識による減少であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 当社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	DMG森精機 株式会社	奈良県 大和郡山市	51,115	工作機械 の製造 及び 販売	(被所有) 直接 50.8%	当社製品及び 部品の販売、 部品の仕入、 展示会企画の委託、 役員の兼任	研削盤 の販売 及び サービス	2,830,657	売掛金	1,130,514
							資金の 貸付		700,000	前受金
									関係会 社短期 貸付金	700,000

- (注) 1 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高のうち、売掛金には消費税等が含まれており
ます。
- 2 取引条件及び取引条件の決定方針等
当社製品の販売については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,188円20銭
1株当たり当期純利益	70円65銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

株式会社太陽工機
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 塚田 一誠
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小川 浩徳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社太陽工機の2023年1月1日から2023年12月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年3月1日

株式会社太陽工機 監査役会

常勤監査役 小林 秋 男 ㊟

監査役 間 瀬 宏 ㊟

社外監査役 宮 沢 啓 嗣 ㊟

社外監査役 森 岡 正 樹 ㊟

以 上

